

第1回新たな射撃場のあり方検討委員会 会議録

日 時 平成28年11月29日(火) 午前10時～12時

場 所 山梨県庁 本館2階 特別会議室

出席者

- ・ 委 員 (50音順)
足達委員、加藤委員、後藤委員、竹田委員、土屋委員、
藤沢委員、藤巻委員、箕浦委員、森委員
- ・ 県 側
吉原総合政策部長、小島総合政策部次長、小野みどり自然課課長補佐(代理)、
依田農業技術課長、赤岡スポーツ健康課長
(事務局：政策企画課)末木政策企画課長、小倉政策主幹

会議次第

1. 開会
2. 総合政策部長あいさつ
3. 委員紹介
4. 委員長選出
5. 委員長あいさつ
6. 議事
 - (1) これまでの経緯について
 - (2) 代替方策の状況について
 - (3) 競技力及び鳥獣被害の状況について
 - (4) 検証を踏まえた施設の必要性について
 - (5) その他
7. 閉会

内 容

1. 開会
2. 総合政策部長あいさつ
委員の皆様方には、公私とも大変御多忙の中、本検討委員会の委員を御引き受け頂きありがとうございます。また本日は全員の方に御出席頂き、重ねて御礼申し上げます。
また、併せまして、日頃から本県の県政推進にあたり、御理解御支援頂いておりますことに改めて御礼申し上げます。
さて、本県の県立射撃場の移転整備につきましては、平成14年度から検討を行ってきたところでありますが、県が考えていた建設事業費で建設が可能な適地がなかったこと等の理由から、詳しい経過は後ほどご説明致しますが、平成23年9月に整備検討を凍結し、代替方策として、クレー射撃の練習のため、管理捕獲の訓練のため県外の施設へ行く際の旅費の助成制度などを創設し、併せて5年を目処に整

備凍結や代替方策が競技力や鳥獣被害にどのような影響を及ぼすかを検証するとしたところですが、本年5年を迎えるということで、検証と今後のあり方について検討を行うと言うことで、本検討委員会を設置したところです。本日はそれぞれ専門の立場から御意見・御提言をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

3. 委員紹介

初めての会議のため、委員及び県側出席者の紹介を行った。

4. 委員長選出について

検討委員会設置運営要綱第2条第4項「委員長は、委員の互選による。」の規定により、委員長に森委員が選出された。

5. 委員長あいさつ

ただいまご指名により委員長に就任いたしました山梨大学の森でございます。未熟者ではありますが、円滑な運営に努めて参りますのでどうぞよろしくお願ひします。先ほど御紹介のありました山梨県の県立射撃場につきましては、整備の凍結と代替措置が行われまして、5年が経過している。この間の問題点の洗い出しや整備のあり方の検討が本委員会の使命であると存じます。時間をかけてゆっくり対応が進んでおりますことから、本委員会の持つ役割は非常に大きいと考えております。是非委員の皆様方の御専門の立場からよろしく御検討頂きたくお願ひ申しあげてあいさつと致します。よろしくお願ひします。

検討委員会設置運営要綱第2条第5項「副委員長は、委員長が委員の中から指名する。」の規定により、森委員長が副委員長に箕浦委員を指名した。

6. 議事

議長：森委員長

- (1) これまでの経緯について
- (2) 代替方策の状況について
- (3) 競技力及び鳥獣被害の状況について
- (4) 検証を踏まえた施設の必要性について

議題(1)～(4)について、資料1により事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(委員長)

事務局の説明を受け、委員の皆様方の御専門の立場から、新たな射撃場のあり方を検討する上で、施設の必要性について御意見を頂戴したいと思ひます。まずは競技の関係・狩猟関係・鳥獣対策に係わる委員の御意見を頂きたいと思ひます。競技力・練習環境に視点を置いて御意見を頂ければと思ひます。

(委員)

よろしくお願ひします。韮崎の射場は県営で一番良いところに有り、設備も最新の機械が入っている。大月と下部に公認の射場があるが、正式なものでない。関東プロ

ックでミニ国体があり、トラップ競技はエントリーすれば出場できるが、スキート競技は関東8県で5位以内に入らないと国体に出場できない。公認射場が2件あるが、競技を行うためには規定があり、規定上はその2件の射場は外れている。他県では10県が都道府県立の射撃場を持っているということであるが、関東の他県ではこの規定をクリアする射場が県内に2～3ヶ所ある。他県ではそのような条件の下で競技力向上のために練習をしており、山梨は県内にないので、他県へ行って場所を借りて練習をしている。そのための費用を県から射場確保事業ということで補助して頂いているが、とても足りない状況である。国体に出場する場合年間約2百万円～3百万円は個人負担しなければならない。関東で5位以内に入れば国体でも8位以内に入れるということで関東のレベルは非常に高い。蕪崎の射場があるときは好成績を残せたが、閉鎖の翌年から徐々に成績が下がっているのが現状である。それに若い人たちが競技に入ってきておらず、ある程度の年齢の人たちがやっている。私も競技力向上のため競技委員長として若い人たちを育てようということで取り組んでいるが、射場がなくお金もかかるため若い人をなかなか連れて行けないというのが現状である。元々あった射場が閉鎖されたのだから、競技力の向上に繋がるように、何とか新しい県立の射撃場の整備をお願いしたいというのが要望です。

(委員長)

ありがとうございます。既存の施設には規定に合うものがないということと若い競技者を育てるためにも射場が必要であるという御意見をいただきました。続きまして鳥獣害対策のためのライフル射撃技術の向上の視点から御意見を頂戴出来ればと思います。

(委員)

よろしく申し上げます。基本的に狩猟をするときには狩猟許可と散弾銃で10年間狩猟を続けるとライフル銃を持つ資格を得るわけですが、その実技講習を行う会場がないというのが現状である。それについては県の公安委員会でも会場をやりくりして見つけて何とか会場を確保している。蕪崎の射撃場には50mのライフル射場があったが、管理捕獲のため大口径のライフルを持つ方も多く、散弾銃では300m位しか飛ばないところ大口径ライフルだと何千mも飛ぶわけで、管理捕獲をするにも非常に高い危険性がいろいろな角度から指摘されている。練習環境としては50mではなく最低150m位の射場が欲しいと考えています。大口径銃で大物を撃って貰わなければならない時代になっておりますので、新しい射撃場には大口径に対応して、なおかつ蕪崎の射場より長い距離が撃てる射場が欲しいと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。近年は大口径の射撃が主体となっていることを考えると長い距離の射撃場が必要ではないかという御意見を頂きました。続いては狩猟従事者の確保や技術向上のための練習環境などの視点から御意見頂ければと思います。

(委員)

本県の大型獣による平成26年の被害額が資料で7億円に上り、有害鳥獣の平成26年度の捕獲頭数はニホンジカが11,749頭、イノシシが2,252頭、ニホンザルが1,083頭の捕獲になっております。大型獣の捕獲には大口径のライフル銃や1粒弾によるスラッグ銃を用いた高度な射撃が要求されるため、ライフル射撃場が必要とされています。しかし本県には忍野村と都留市に仮設のライフル射撃場しかなく、これらの射撃場では止まった標的を撃つ静的射撃のみで、動く標的を撃つ動的射撃ができません

ん。これらの射撃場では思うような練習が出来ないような現状である。

これらの射撃場はクレー射撃場に比べ、収益も少なく民間で運営するのが困難である。また、本県の狩猟者が座学で射撃技術の研修が出来るライフル射撃場を国中地方に整備していただきたい。狩猟法の改正により年2回の射撃を行わなければならないが、東の富士吉田方面については静岡の西富士射撃場で練習をしているが、北杜市や甲斐市・甲府市・南アルプス市の猟友会の会員は長野県辰野の県営射撃場まで練習に行かなければならない。初心者にとって射撃場へ行くまで時間がかかり、狩猟への意欲がそがれているのが現状であります。葦崎の射撃場の資料を見ていただき、大口径のライフル射撃場の写真があった。県に参考にお聞きしたいのは、葦崎の射撃場の閉鎖についてですが他県では確かに県営のクレー射撃場は閉鎖されているが、埼玉県長瀬・千葉県営・静岡県のクレー射撃場をみると、ライフルについては鉛公害がゼロであるのに何故葦崎射撃場のライフル射撃場が閉鎖されるのかこの辺の話を教えて欲しいと思う。葦崎のライフル射撃場については鉛公害がゼロで、クレー射撃が空に向かって撃つものに対して、大口径のライフルは撃つ先はセメントの部屋になっており土を固めたところに的が置いてあってそれを撃つ。なぜライフル射撃場が閉鎖されたのか県の方にお聞きしたいを思う。

(委員長)

ありがとうございます。ライフルについて大口径の射撃が主体となっていて練習のためには動的な射撃が必要であるということ、また民間の場所では難しいということ、また県外での練習には時間がかかり継続するのが難しい、またライフル射撃の鉛の問題はないということを考えると閉鎖はどうなのかということをお聞きしたいということであった。まず御質問について県の方で回答頂ければと思います。

(事務局)

葦崎射撃場においてライフル射撃だけでも継続出来ないかということでございますが、葦崎射撃場には年間5,000人前後の利用者がありましたが、資料で触れましたがそのうちライフル射撃の利用は約10分の1程度とクレー射撃に比べ使われている方が少ないということがありました。それを踏まえ施設の運営について、クレー射撃のトラップ・スキート・ライフル射撃は一体として葦崎射撃場は運営することが出来たという経緯がございます。クレー射撃の方でトラブルがあり使えないということになりますとやはりライフル射撃だけでは運営が厳しいということもあり、トータルで考え、別々に考えることはないという判断で葦崎射撃場は閉鎖しております。

(関係課長)

補足をさせていただきます。事務局から先ほどこれまでの経緯を説明させていただきましたが、その中で平成21年に地元住民との合意に基づいて閉鎖したとあります。事件を踏まえて地元と県の話合いの中で閉鎖に至ったということでもあります。もう1点が射撃場の敷地内が鉛で汚染されております。敷地全面が土壌調査の結果相当量の鉛を含むという事で現在土壌汚染対策法上の区域指定がされており立ち入り禁止になっているという状況であります。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、続きまして鳥獣害対策の視点から御意見を頂きたいと思っております。

(委員)

はじめに委員長にお伺いしたいのは、私の意見の前に、事務局に3点ほどお願いした

のですがよろしいでしょうか。

(委員長)

事務局よろしいでしょうか。では、お願いします。

(委員)

まず資料7ページの捕獲実績の状況が過去10年の推移がでており、この数字はシカ・イノシシ・サルが全て含まれておりますが、今回の検討会は射撃場の検討ですので捕獲実績では猟銃による捕獲とワナによる捕獲を分けて記載すべきだと思いますので次回の検討会の際にはそこを明確にして頂きたいと思います。というのは銃の練習場所が必要という議論でありますのでそこを明確にする必要があると思います。同じく7ページの被害面積・被害金額ですが、おそらく鳥と獣の被害の総計が記載されていると推察します。先ほど来から、何名かの委員からお話がありましたが、まず大型獣に対する対策が急務であるということで、いわゆるイノシシ・シカへの対応です。話が前後しますが、捕獲実績についてはサルも入ってます。よってこの被害の状況が何を反映しているのかあるいは捕獲の実績と被害の増減がこのデータでは判定がしかならないと思いますのでその辺を明確に分かるように資料整理をお願いしたい。それから8ページであるがこれは第1種の登録者数という理解でよろしいでしょうか。それともワナも入っているのでしょうか。第1種のみという事ですね。それでは私の立場からコメントしたいと思います。確か今から2、3年前だと思うが、農林水産省と環境省がこの先10年かけてシカとイノシシの数を半減させるという目標を立てています。そこで特にシカ・イノシシについては捕獲が大きな目的を持っているかと思います。ただ農林業の被害を軽減するという観点からすると、捕獲をすれば被害が減るというわけでは無くて、畑の周辺を柵で守るとか森林を含めた環境整備を整えるということもありますので、必ずしも捕獲をすれば被害が軽減するという訳では無いと言うことを皆さんには御理解頂きたいと思います。もちろん矛盾しますが、国が目標を定めましたシカとイノシシの推定頭数を半減させるという目標は事実であります。その中で山梨県を含め各都道府県では捕獲を推し進めようとして取り組んでいますが、現在そういった事業を進めるがあまりに、警戒心をもったシカ・イノシシが増えていて、俗に「すれジカ」と言っております。ということはいくら狩猟者の方が管理捕獲という目的であっても、山に入った際には狩猟者・捕獲従事者の気配を感じてどんどん逃げてしまう。いままでは30～50m先にイノシシやシカがいたという状況が更に遠のくということが特に長野県ではそういう声が狩猟者から聞かれています。そういったことから、遠距離に存在するシカ・イノシシを捕獲するためには高度な技術を必要としますのでそのための練習は必要であると思います。私自身も猟銃を持っておりますが、特に管理捕獲に従事する方は、練習の義務を課せられていると思います。そういう事からも猟銃を用いた管理捕獲、特に管理捕獲は公的な役割が大きく、一般猟期については言葉は悪いが趣味の範疇ですのでそれほど県が何かすべきだとは思いませんが、管理捕獲は公的事業の役割が非常に強いので何らかの公的サポートが必要であると思います。

(委員長)

ありがとうございました。県提出の資料について銃による捕獲とワナによる捕獲によるもう少しわかりやすいデータが必要であるということ。それから鳥獣被害についても大型獣による被害についてももう少しわかりやすく示してもらえればということでした。これについては県で少し検討頂ければと思います。それから鳥獣対策としては、柵や環

境整備についても重要性があるということとともに、一方で遠距離捕獲に向けた捕獲の練習が当然必要であり、そのための環境整備も必要であるという御意見であったと思います。それでは、続きまして鳥獣被害に直面する方の現状や農村の地域振興の視点から御意見を頂戴出来ればと思います。

(委員)

よろしく申し上げます。今回の射撃場のあり方検討の場を頂いたのは、毎年農業振興に関する要請の中で鳥獣害対策に対する支援をお願いしており、特に鳥獣被害については大きな課題になっておりまして、抜本的な個体数の調整や被害防止対策それから生産環境の整備、ジビエの振興を含めて総合的な対策をお願いをしております。その中で私どもが鳥獣害対策として頼りにする部分としては、猟友会の皆様方に大変御苦労をしていただきながらお願いをする立場でございます。そこで要請の中には猟友会の活動強化に対する支援というのをお願いしておりまして、そういったことからこの委員会への出席の機会を頂いていると思っております。今回の射撃場のあり方について、先ほど県から競技の関係、猟友会の活動の関係で資料を提供頂きましたが、私どもの立場からしますと直接的に射撃場がどのような効果をもたらすのか、あるいは負の部分があるのかというのを計り知れない部分がありますが、猟友会の皆さんの環境整備、また我々に対する御協力という部分から申しあげますと猟友会の皆様の御意見を支持申しあげるのが基本でございます。農業被害の実態について状況をお話させていただきますと、本県におきましてはここ最近、気象状況の変化もあり、山から里に下りてくるイノシシ・サル・シカに大きな被害を被っております。特に本県では耕作面積が狭いということもありまして、中山間地域・山間地域におきまして、農地のフル活用をしながら高齢化も進んでおりますが、生産者の方にご努力頂いております。その一方で鳥獣による被害は大変大きなものがありまして、生産意欲を失い離農する方も毎年数多く出ているというのが実態であります。特に農業関係の部分では県の試験場と連携や指導を頂く中で進入防止の柵の設置や生産者・行政・農業団体が一体で追い払いの対策を講じているところでありますが、その効果というのはなかなか目に見えないというのが現状であります。特に最近は高級果実を生産する方が増えてきており、例えばぶどうで言うとシャインマスカットの様な高級果実の生産の拡大も図られてきております。そのような高級果実に対する被害も年々増えてきており、結果的に農作物の被害額も上げてきているのが実態であります。この被害防止については絶対的に鳥獣の個体数の管理というのをお願いしたいと思いますし、その手法として銃による狩猟が最も効果的であると考えております。そこで射撃場のあり方云々をわれわれが直接的に言える立場ではございませんが、生産環境を維持させる手法としての射撃場のあり方というのでも検討の中に入れて頂きたいと思っております。それから1点今回の委員会の構成メンバーを見させて頂く中で、出来れば県の方に要望させていただきたいのは、先ほどの資料の中に被害額5億円というのがありましたが、私どもは7億円と承知しております。そのうち農産物が約2億円、森林関係の被害が5億円と承知しておりますが、圧倒的にシカによる森林への被害が大きいと思われるので、そういった部分から可能であれば委員の中に森林組合関係の方を加えて頂けると、その部分で細かい御意見が頂けるのだと思います。お願いということではありますが意見として上げさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。御意見としては農業被害は大きくなっているということと、

農業生産活動の維持が難しくなっている側面も出てきてしまっている。そういった意味で鳥獣の個体数管理は必要であり、その面で猟友会にお願いしている面も大きいため、支援のお願いをしているという現状を説明頂きました。それからこの委員会の構成員に関しても御意見を頂いたところでもあります。この部分は県の方で検討頂くという事で、本日はこのメンバーで検討を進めますが、今後、森林に与える影響が大きいということでそちらにも対応する必要があるのではないかとということでした。

一旦ここまでの議論について整理させていただきますと、まず競技団体・狩猟に係わる方、鳥獣被害対策に係わる委員の方の御意見を伺いまして、競技力の維持のためにも練習環境の維持のためにも射撃場が必要であるという意見を多数頂いたというのが現状かと思えます。その上で、鳥獣対策についても一定の必要性があるということでもあります。一方で他の対策も力を注いでいくことが必要であるという意見もございましたが、基本的には施設を確保していくのは必要ではないかという意見が多かったかなと思えます。それでは頂いた意見をもとに施設の必要性について他の委員からも御意見を頂けたらと思えますが、いかがでしょうか。他にご発言頂いていない委員の方で御意見等ありませんか。ではお願いします。

(委員)

射撃場と言いますと騒音の問題が出てくるかと思えます。まず必要性についてと言うことで、この委員会の議論の進め方について確認をさせて頂きたいと思えます。当然必要なものであって、問題も無ければやった方がよいという事になるのですが、かつて問題があったために凍結となっている訳でありますので、その必要性を確認した上で、問題点も洗い出すというのがこの委員会の役割なのかと思えます。今、必要性からの議論をしているという事なのですが、そもそもこの委員会でいつまでに何をどこまでやるのが想定されているのかと言うことを確認しておいた方が、今後を見通した話ができるのかなと思えます。その後問題点を洗い出すという手順で進んでいると思えますが、その必要性も問題点と重ね合わせて相対的なものになるのかなと思えますので、どうやって必要性を判断するのかというのが少し分からないと思いましたので、少しまとまらない意見で申し訳ありませんが、議論の進め方と今後の見通しのようなものを共有出来ればと思ひ発言させて頂きました。

(委員長)

ありがとうございます。少なくとも本年度この委員会でどこまでを検討していくのかということと必要性というものを、裏腹の制約条件と併せて検討して行く必要があるのではないかと御意見ではないかと思えますが、私も一委員の立場として思うのですが、まずは5年間の経過措置を経ながら、現状利用される立場の方々においてどういう問題点が生じているのかというのを明らかにするのがこの委員会の一つの使命であると考えております。その上で施設を造る必要性を明らかにし、施設を造るのであればどのような制約条件が必要なのかについて意見を出して頂いて、現状こういう問題があり、造るとすればこういう制約条件があるというのを明らかにするところまでが、まずこの委員会が洗い出せるところかなというのが一委員としての私の考えであります。他の委員の方はいかがでしょうか。

(事務局)

ただ今の御意見であります。委員長の仰るとおりでありまして、施設は必要だという御意見を幾つか頂戴しておりますが、具体的にその先についてはいろいろな制約条件が出

てくるのではないかと考えておりますのでどのような事を今後詰めて行かなければならないかということもおそらくあるのではないかとと思います。2回目以降についてもそういった御意見を頂戴できればと思いますし、1番最初に申しあげましたとおり本年度末に向けまして、射撃場のあり方の方向性について方針というようなものを打ち出すというのが私どもの役割かと思っておりますので、参考になるような御議論を頂ければと考えております。

(委員長)

それでは一旦ここまでの御意見をまとめさせて頂きまして、必要性があるかどうかについて言いますと鳥獣対策やスポーツ振興の側面から施設は必要であるという意見が多く頂いたのではないかとと思います。もちろん一方で注意すべき点も幾つか意見を頂きましたが、一旦、施設については必要性があるという方向で検討を進めさせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。どうぞ。

(委員)

射撃場の内容についてはほとんど知識等はありません。本日の資料について私の専門部分から意見をするとところなく、資料についての質問はありませんが、設置要綱の第1条でこの委員会の目的が整備凍結による影響、整備の代替方策である射撃訓練の助成効果についての検証を行うということで、検証については今日の資料で必要性があるというのは少し勇み足ではないかと思っております。それはもう少し資料が、先ほど御質問がありましたが出典や内訳、専門ではないのですが、もう少し詳細を知りたいと思っております。資料の充実と経緯についても一旦整備凍結について判断がされていますが、そのときのような理由で凍結されたのかと言う資料あとランダムに申しあげますと他県の事情・状況、論理的に判断するには、必要性をゼロからの状態で答申の結果も踏まえて、現状はどうでどのように判断するか、あり方を審議する場にありますので、もう少し資料がたくさんあった方が良いと思うのですがいかがでしょうか。ご専門の方が多くいらっしゃるのその辺どうでしょうか。客観的多くの資料がないと必要性を判断するという目的に対してそれを検討するという意味ではまだ時間がかかると思いますがいかがでしょうか。

(委員長)

ただ今、必要性を客観的に判断するには、議論する上でもう少し資料があった方が良いのではないかとということで、先ほど資料のお話がありましたが、凍結の理由であったり、他県の事情に関してももう少し資料があった方が良いのではないかとのお話でありましたが、この辺は県の方ではどうでしょう。

(事務局長)

先ほどご指摘を頂き、ただ今もご指摘を頂きまして特に7ページの関係の資料でございますが、捕獲頭数をまとめて記載しており内訳がつまびらかでないということ、また銃かワナかという区別もないというお話もございました。あと、鳥による被害なのか、他の動物による被害なのかというご指摘もございましたので、ご指摘の部分につきましては改めて出来る範囲内で分析して次回ご呈示させて頂くということによりお願いいたします。

(委員長)

それでは、資料に関しましては県の方で次回に向けてご呈示頂けるということになるかと思っております。そういう意味で、本日の段階では必要性がある・なしの明確な回答に至るには難しいということではありますが、一方で利用する立場の方からは必要性を強く望むと言

う意見が様々な立場からでてきたと考えますので、必要性のある・なしについては継続して検討させて頂くということとして、もし必要性があるという結論に至った場合に逆に制約条件としてどういうことを検討していくべきなのかということは現時点である程度意見交換させて頂いても良いかと思えます。もちろんこれは必要性のある・なしとリンクするものではありませんので、どのような点に注意すべきかという制約条件の点について、本年度末までの委員会ではありますが、既に12月も目の前にしておりますので、少し意見交換もさせて頂ければと思えますのでどうでしょう。差し支えないでしょうか。よろしいでしょうか。では、必要性は少し置いておいて、今後整備を行うとした場合においてどのような点を検討していく必要があるかを、利用される立場やそうでない立場それぞれのお立場から御意見をいただければと思えます。それでは委員より幅広く御意見を頂戴出来ればと思えますがいかがでしょう。

(委員)

制約条件ということですが、本日委員の皆様様の御意見を伺いながら考えていたのですが、目的があってその手段として人間も行動するわけですが、スポーツ振興・鳥獣被害対策と言う目的でその手段として射撃場を造ろうというような話で組み立てていて、その手段の一つとして射撃場に焦点をあててお話をしていくということで進めておりますので全体像からすると、当然、射撃の競技とか狩猟とか、量と質という切り口から考えると、全体的に確認させていただくと、量としては競技人口は減少しているとか、あるいは猟友会の会員は減少しているとか、それは当然外部環境である少子高齢化に置かれている環境やいろいろな状況で回数が減っているとかボリューム自体が減っている中で、射撃場を造る造らないと言った場合、そこに人を呼び込むという側面もあるのでしょうか、練習環境の確保など質的なものに比重がおかれているのかなと思えました。それをこの委員会の目的にもあった、代替措置の効果の検証というのが先ほどお話しがありましたが、そこで言うといま外部の射撃場に行っているために補助金等で補っていると言うことで遠くに行くとなると当然移動時間という問題が起こって、県外まで行くなれば行きたくないと言うような話にもなり、またお金もかかるし、時間的コストと金銭のコストがかかると言うことで、金銭のコストは今補助金で補填しているという形になるかと思えます。そこで質的な問題を解決するためにその手段として射撃場の建設を今話の中でしてきたので全体的には競技の振興・鳥獣対策というそこで建設をするかしないかということで議論しているので、手段は目的を達成するために幾つかあるかと思えますが、その中で今回はターゲットにこの委員会であるとそこだけについて議論しているので必要性といっても確かに因果関係はあるのですが、必要性があるかないかの結論を出すのは難しいことだと思います。これは前置きですが、全体的に見て思ったことを述べさせて頂きました。あと制約については、必要であるということ的前提とするならば、今のお話の中で、各県にこのような県営の施設があるわけ無く限定した都道府県にあるということなので、どのような財源を用いるか分かりませんが、県の税金が投入されるわけですから、蕪崎にあったときにどの程度山梨県民が利用していたかどれくらいのシェアがあるかという情報を頂きたいと思えますし、あるいは今の競技人口や猟友会の会員数であったり年齢構成であったり、どのような方の利用を前提として作るのかということ、その方がどのくらいの年数使っていく見込みなのかという事を、1度造れば20~40年は公の施設ですから維持していくとなると建設コストやランニングコストがかかってくると思えますので利用するターゲットが将来的にどのように推移してい

くのかというのが制約条件を計る上で必要ではないかと思います。あと必要性に絡みますが他の都道府県では県営でない民間の正式な規則に則った射撃場があるということなので、山梨県内では正式なものでないところが大月や下部とか都留とかこれはライフルという切り口とクレーという切り口が混在して論点が分かれてしまうので、私も素人なのですが一緒に考えるのが難しいのかなと思いましたので、その辺で民間が他県には正式なところがあるというのを教えて頂いたので、県内にも民間があるということなので当然税金を投入するという事となると、目的は競技人口の増加と鳥獣被害の削減と管理捕獲の質的な問題として練習場の確保ということが達成できれば良いわけであるので民間の活用というのもどのくらいあるのか、それから移動時間というのも一番問題があったのでライフルの方たちも今現状ここへ行っているという情報、移動時間も2時間・3時間かけているという情報そういった制約、ここまで不便だというような、また税金を投入するので過去の施設の県内利用者と県外利用者の実績や競技者や猟友会の方たちがどのくらい予測してその施設を使っていくか言うことで施設を作っていくか、あと現状は時間的に面倒なところがあるということで費用的には県の補助金でまかなっているのか又は足りないという事であれば補助金の増額というのも検討の一つにはなると思うが、県外に行くまでの時間的拘束もあるので今どこに行ってもどのくらいかかっているのかと言う情報が制約条件を検討するなかでは必要かと、今、思うことを述べさせて頂きました。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、頂いた御意見は、目的を達成するという意味で、射撃場以外の施策もあって、全体の中で目的を達成するために射撃場が必要であるということをもう少し正確に今後検討する必要があるのではないかということ。その検討のためにはもう少し情報があつた方が良いのではないかという御意見かと思いました。例えば、韮崎射撃場を県民の方がどれくらい利用されていたのか、今後将来にわたって利用者の推移、これはなかなか難しいかもしれませんが、これについても議論しておく必要があるのではないかということ。それから現状の民間の射撃場の施設を利用する場合どのようなことが難しいのか、先ほど御意見もありましたが、その点をもう少し明らかにする必要があるのではないかということ。また現状の補助金による対策について、負担がどの程度大きいのかという事をもう少し具体的に理解できるような情報があるとより良いのではないかという御意見であったかと思います。これについては、時間もだいぶ経過しておりますが、次回に向けてそれぞれのお立場で、また県の方でもし資料がまとまるようであれば用意頂いた上で、継続して議論頂くということでいかがかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい

(委員長)

では、どうぞ

(委員)

韮崎射撃場についてはクレー射撃協会が指定管理をしていたのですが、県の施設を管理していて黒字が出ていたのは韮崎射撃場だけで、教育委員会から施設整備については補助をいただいていたが、黒字であったということ。また、今まで言わなかったが、東京オリンピックがある時に、東京都からクレー協会に対して、山梨に施設を造るようだがオリンピックに向かって施設が早く立ち上がれば山梨を使いたいという話があったが、

整備凍結になったので、話も止まってしまった。オリンピックまであと3年あるのでまだ手を上げれば間に合うのかなとも思います。これは交渉してみないとわかりません。それとなぜクレ射撃と猟友会で県内に造って欲しいかという事故防止のためなのです。県外に疲れて行って練習して、危ない物を持っているので事故防止のためと、また自分の技術向上のためにもなるし、また民間のものもあるとおっしゃるが正式なものがないために射場の人に公式なものでやりたいと言っても、民間の施設だと「うちでは出来ません」となり公式な方法だと他の客があたり客足が減るので「山梨のクレ協会は来てくれなくて構わない」とそこまで言われれば県外に行くが国体へ行くとなると個人が200～300万円の負担がでて、県から補助金が240～250万円でも1人分くらいである。ほとんど赤字である。補助金を頂いてもETCで高速を使いたくてもポイントがつくから現金で出さないという風になりお金が出る一方である。少しでも経費の制約を県でも考えて貰って負担を少なくするというを前々から県には言っているが教育委員会では通らない。まず事故防止、技術力向上、そして私も狩猟者の一人であり、北岳の方へシカの駆除に行き200～300m先のシカを撃ちに行くがなかなか1発でしとめることは出来ない。そんなボランティア的なこともやっていますし、要は被害があるので頼まれてやっているのである。また、競技力の向上のためジュニアを作っ若くは若い人の指導をしているが、お金がかかるので技術的には上手であっても続けられない。繰り返しになります東京オリンピックが開催され、その前に東京が使ってくれなくても、事前合宿で富士吉田の方に練習で来ますが、射撃でもあちらこちらの選手が山梨にも正式なものがあれば来るのではないかと考えています。

(委員長)

現状オリンピックの話であったり、民間の施設を利用する際の様々なご苦労があったり又場合によっては事故に繋がることもあるという側面から御意見を頂いたところであります。委員長の不手際で皆様の意見を十分整理出来ずに意見が散在した状況であります。本日頂いている御意見については、また次回に改めて整理させて頂ければと思います。継続して皆様から御意見を検討していければと思いますが、先ほど御意見を頂いておりますが、今後検討すべき点で御意見頂ければと思いますがいかがでしょう。

(委員)

新たな射撃場のあり方を検討すると言うなかで、防災上の観点からであると、資料には防災上のものがないので、論点がどこにあるのか分かりませんが、今までの射撃場が県内・県外含めて地質的にどのような場所であって、どのような地質的な制約条件があるのか。また住宅地の存在、土砂災害、そこへのアクセスいろいろな問題があつて、そこに相応しい場所を選ばないと維持管理も難しく継続的に運営できるのかと言う問題も発生するかと思います。それと近くに住んでおられる住民の方について、どうしても山岳地の上流に作りますと鉛被害があった場合、水の問題が発生致しますので、場所の制約はかなり大きいのではないかと思います。そういった議論を今回はあまりしないのではないかと考えておりました、今回はあくまでも整備凍結の影響を検証してあり方を検討するという事ですので、先ほど申しましたがもう少し検証に必要なデータ、具体的な数値がないと最終的には報告書になると思いますので、報告書として公開するにはもう少しデータを増やして区別していくことが全体的に必要なではないかと思います。防災上の話ですが今日は資料がありませんので、この委員会でもどこまで検討するか分かりませんが、地形・地質・防災上の制約はかなり大きいのではないかと思います。そう

という意味でも過去の葦崎射撃場の地形・地質の特徴、他県の場所、継続的にその場所を維持するためには相応しい場所を選んでおかないと又閉鎖となると大変ですのでそういう意味で制約条件としては大きいかと思えます。

(委員長)

ありがとうございました。やはり地形上の条件であったり、防災上の条件というのはきっちりクリアされなければならないという事で、もし実際に整備するとなったときにはその点十分に配慮する必要があるだろうということ。又環境についても、この後、騒音の問題もでてくるとは思いますが、それから一つ住民の方の理解というお言葉もあったかと思えますが最終的には地元住民の方への配慮が必要であるということと、検討が必要な際には十分な資料が必要であるという御意見かと思えます。よろしいでしょうか。

(委員)

必要性を判断するにはもう少し資料が必要ということと、資料がなければ報告書にはならないのではないかということの2つです。

(委員長)

先ほどお話のあったとおり、凍結に係わる理由であったり、地質の条件であったり資料として、次回の検討にはあればいいということであるかと思えます。ありがとうございます。それでは次に御意見を頂戴できればと思えます。

(委員)

先ほど質問という形で発言をさせて頂きましたが、私の立場から今の議論の中で感じたことを述べさせて頂きたいと思えます。まず必要性という点から議論を始めたことは良かったと思えますが、この委員会が「必要性がある」という場合の言葉の使い方というか言葉の重さを懸念致しまして、先ほど質問させて頂きました。まずニーズについて言えばこれはニーズがあると言って問題はないと思えます。スポーツ振興や鳥獣害対策ということは公共性もある取り組みだと思えますのでニーズがあると言うことは認識として良いと思うのですが、これを委員会として「必要性がある」としてしまうと「県として造ることが適切である」という判断をしたかのように捉えられてしまうのでそこが少し気になったところです。県が造るとなれば先ほども出ましたが制約条件と言うことで大きく言うとコスト面、造った場合の周辺の環境対策が問題になってきますので、そういうところに見合うだけの公共性があるかどうか、必要性がある・なしという判断では無くても必要性がどのくらいあるのかという議論をしなければならぬと思えますので、先ほど「必要性があるということではよろしいか」というところで発言させて頂いた次第です。必要性の有無で言うところであるということですが、コスト面や生活環境面で慎重な議論が必要かと思いました。次の時にはコスト面や生活環境面のデータを揃えて頂き検討が出来ればと思えます。騒音の問題について言いますと射撃場の騒音については私も詳細に承知しているわけではありませんが、それなりに慎重な対応が必要問題であると考えています。おそらく環境基準で言うと24時間音が出ている施設ではありませんので一般的な環境基準からはそれほど問題ないと思えますが、音の届き方からすると、非常に鋭い間欠的な音が散発的に、間欠的にいい方をしますが、響く音に対しては対策も難しいですし、聞く側からすると騒音レベルの以上の不快感が生じる可能性があるものだと思います。についてはまず慎重な検討が必要ですし、他県の事例やこれまで葦崎でどうであったかとか様々なデータを元にしたバランスのよい検証が必要になってくると思えます。造ると言うことになった場合には、きちんとした対策を透明性のある議論や十分な説明が必要になると今は想定しています。ま

た今後データを元にした議論ができればと考えています。

(委員長)

ありがとうございました。費用対効果、環境への影響への十分な対応が必要である、特に騒音については、間欠的な音に対する対応、特に施設や立地的な条件も含めて必要であるということ、またその前段階として「必要性」という言葉については確かにニーズは認めるが公の意味での必要性という言葉を使うのはまだ早いのではないかという御意見がありました。ありがとうございました。同じく私も水質の立場からこの委員会に参加させて頂いておりますので、特に鉛の問題については皆様もご承知のとおり環境省から調査に関するガイドラインも出ておりますので、そこでは鉛の玉の撤去に関する記述であったり、水を通した鉛の拡散に対する対応等、細かな話もありますのでそれについても配慮されていなければ実際に施設には至らないと存じておりますので、それらを含めた環境対策が必要であるということでもあります。時間が大きく経過しておりますが、はじめに造る場合の施設の規模についてもお話がありました。ここで最後に少しまとめさせて頂きますと、必要性という言葉については今後も継続的に慎重に検討をしていくということでございます。一方で施設をもし建設するという結論に至るのであれば、どういうことを同時に検討しなければならないかという事の御意見を頂いたところであります。施設の規模の検討は当然必要でありますし、建設する場合の事業費、費用対効果、住民の理解、県費が投入されるわけですので県民の理解ということへも配慮する必要がありますし、地盤や防災への対応も十分にする必要がありますし、騒音や水質の環境について配慮が必要ということになります。事務局から話のあった候補地というのでも検討していく必要があるかと思いますがこれについてはまだ本日の委員会では情報もありませんでしたが、今後、県の方から候補地があるのかという事も今後少し言及していく必要があるだろうと思います。具体的にどこに造るといふのはこの委員会には重い課題だと思っておりますが候補地についてもいずれ言及していく必要があるかと思っております。委員の皆様には今後の検討について何か御意見ございますか。どうぞ。

(委員)

しつこくなってしまうのですが、鳥獣被害について、閉鎖してから減少したのか、変わらなかったのか今日の段階では私自身分らない点があります。ただ練習環境とか公的支援というのは必要であるが「必要」という議論は「練習環境が必要」なのか「射場が必要なのか」また場合によっては「民間の施設」、先ほどクレー協会から民間には最新の機器が全然入っていないという話もありましたが、県が民間の施設に対して補助なり支援をすることが出来ないのか、また鳥獣被害に関しては長野県への旅費のサポートというのがあったのですが私個人的には1回上限5,000円というのは少し少ない気がしていて今日も私は高速で来ましたが、行って帰って高速代だけでそのくらいになってしまう。1日がかかりますのでお昼代とかの問題もありますし、長野県の例で言いますと県営の射撃場は諏訪湖より南にありますので、長野県が南北に広いわけですが北に住んでいる方は高速を使っても2時間かけて来られます。南に住んでいる方でも1時間半かけて来られます。ということは民間の射場もそれだけ充実しているということも言えます。ということは必ずしも県営である必要があるのかないのかと言う議論やそういったことも併せた効果検証や次回以降になるかと思っておりますが、今行っているサポートを拡充した場合にどのような予測ができるのか併せて資料としてご提示頂けると、ものが必要なのかサポートが必要なのかと言うところも議論できるのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございました。実際に射場が必要なのか練習環境が必要なのか、民間の施設に対するサポートなのか現状行われている補助金の金額が果たして十分なのか等々を他県の例を参考に議論を深めたいというお話かと思います。出来る範囲で資料が調べれば次回に検討して行ければと思います。本日はニーズを明確に御意見頂いたという事、もう一方でどういう点を今後対応していかなければならないかと議論を深めるための情報が幾つか必要で事務局にお願いしたいという話であったかと思います。本日はこのような形でまとめさせて頂き、続きましてその他として事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

様々な御意見頂き有り難うございます。次回の資料につきましては、用意できるものをまたご指摘のあった部分については整理をさせて頂きたいと思います。第2回目の日程については来月に年内の開催を考えておりますのでまた調整をさせて頂きたいと思います。

(委員長)

では次回の開催は年内にという事で調整をしていただきます。他に何かございますか。なければ本日の議題は全て終了しましたので事務局に進行をお返しします。

7. 閉会